法務部・知的財産部のための民事訴訟法セミナー

関西大学法学部教授
栗田　隆

第4回　訴え

第4回

1. 訴えの提起（133条・136条）
2. 当事者の訴訟行為　申立と主張
3. 訴訟の３類型
4. 訴訟物

設例

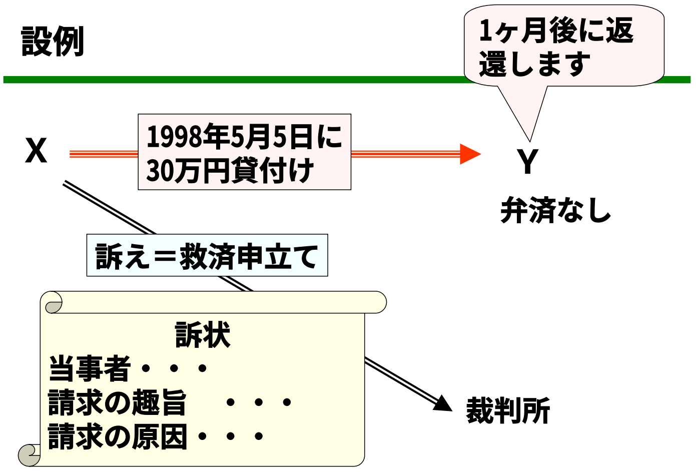

訴状には何を書くか

- 当事者　　裁判所に救済を求める者とその相手方となる者を書く
- 請求の趣旨　　裁判所に何をしてもらいたいかを書く。「被告は原告に金30万円を支払え、との判決を求める」
- 請求の原因　　どのような紛争について判決を求めのかを明らかにする。「1998年5月5日に、原告は被告に金30万円を貸し渡し、被告は1月後に返還することを約束した。その返還請求権について判決を求める。」

訴え

訴えは、

1. 一定の法律関係を主張して、
2. その法律関係の保護に適した一定内容の判決を求める

申立て（外形的行為）である。

請求

- 狭義の請求（権利主張）　　原告が判決要求を根拠付けるために訴えをもってなす法律関係の主張。これは、
  1. 審理裁判の対象である。
  2. 判決要求を正当化する主張である。
- 広義の請求
  1. 「原告の権利主張（狭義の請求）」＋
  2. 「その権利の保護に適した一定内容の判決の要求」。

訴えと広義の請求

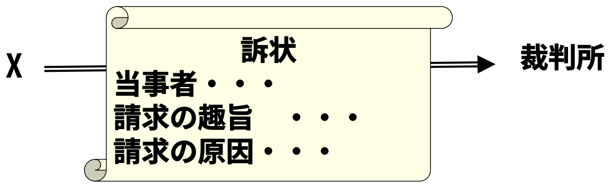

単純化して言えば、
- 訴え＝訴状の提出（１３３条）
- 広義の請求＝訴状の内容

言葉に慣れよう

- 次の説明あるいは条文における請求の意味を考えよう。
  1. 訴訟における審理判断の対象は、原告の請求である。
  2. 裁判所が原告の請求を棄却した。
  3. 266条・267条。
  4. 133条
  5. 145条

申立て

- 裁判所（官）に一定の行為（裁判、証拠調べ等）を要求する行為である。
- 当事者に申立権のある場合には、裁判所はその申立てに応答しなければならない。例：管轄違いによる移送申立て（10条）。
- 当事者に申立権のない場合には、裁判所は必ずしも応答する必要はない。裁判所の応答のない場合には上訴の余地もない。この種の申立ては、「職権の発動を促す申立て」と呼ばれる。例：口頭弁論の制限・分離・併合（152条1項）。

申立ての評価

- 申立権のある申立てについては、裁判所は、申立てを評価してそれに応じた裁判をする。
  1. 不適法－却下
  2. 適法－本案の裁判
     - a. 理由なし－棄却（訴え以外については、「却下」という表現が用いられることもある）
     - b. 理由あり－申立通りの裁判・行為をする

訴えも申立ての一種である
訴えの評価

- 訴え却下判決　　請求について判断する前提要件（訴訟要件）を充足しない訴えは、却下される。
- 本案判決　　訴訟要件を充足する訴えに対してなされる。
  1. 請求認容判決　　請求の趣旨および原因により特定された法律関係が認められる場合に下される。
  2. 請求棄却判決　　請求の趣旨および原因により特定された法律関係が認められない場合に下される。

設例（F1.東京地判平成１２年１０月１７日参照）

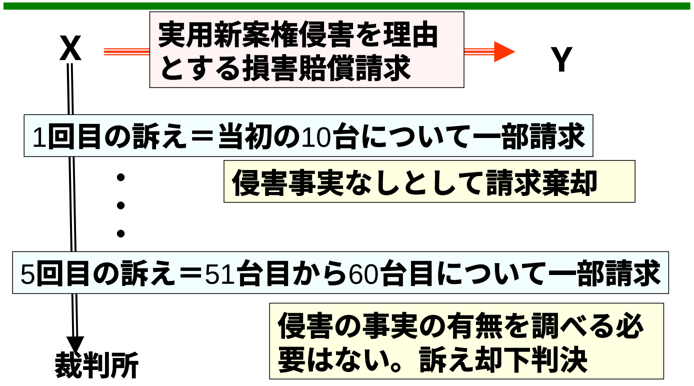

主張

- 申立を基礎づける（理由づける）資料を裁判所に提出する行為（観念の通知）。
  1. 法律上の主張（陳述）
  2. 事実上の主張（陳述）

法律上の主張

- 具体的な権利関係の主張　　例：所有権に基づく返還請求訴訟において、自己に所有権があるとの主張（相手方がこれを争わなければ、所有権取得原因事実の主張およびその証明は不要となる）
- 相手方の権利主張に対する態度表明（争う、認める）
- 法規の存在・解釈・適用についての意見の陳述

事実上の主張

- 具体的な事実の主張　　例：係争物を1990年8月11日に織田信長から代金20万円で買い受けた。
- 相手方の事実主張に対する態度表明　　否認する、認めるなど。159条・171条参照。
- 経験則（事実に関する一般的な知識・法則）の主張　　例：乾燥した道路を時速60㎞で走行している車が急ブレーキを掛けて停止しようとすると、タイヤのスリップ跡が***メートルできるのが通常である。

主張の評価

- 不適法　　主張を却下する（例：157条）。主張の却下とは、申立の理由あるいは他の主張の理由として斟酌しないことをいう。
- 適法　　主張を申立てあるいは他の主張の理由として斟酌する。

説明のしかたはいろいろある

事項	別の説明	この講義の説明
狭義の請求	裁判所に向けられたものではなく、被告に向けられたものである。	訴えの提起により裁判所に通知される権利主張である。
訴え	請求の当否について、裁判所へ審理判決を要求する申立てである。	請求の趣旨に示された判決を求める申立てである。訴えが適法であれば、裁判所に本案判決義務が生ずる。

訴えの提起

- 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してなすのが原則である（133条）。簡易裁判所においては、例外的に、口頭起訴も許される（271条）。
- 133条2項では必要最小限度の記載事項が挙げられているが、それ以外にも、多くのことが記載される。規2条・53条を参照。
- 最高裁のサイトにサンプルがある。

判決内容に認められる効力

- 既判力　　後の訴訟の裁判所に対する拘束力。原則として、判決主文に示された判断に認められる（114条1項。例外は2項）。
- 執行力　　判決により認められた給付内容を強制執行により実現することができる効力。民執法22条参照。
- 形成力　　私人間の法律関係を変動させる効力。離婚判決など

訴訟類型

- 訴訟は、原告が求める判決内容にしたがって、3つの類型に分類される。
- この分類は、原告が求める判決の内容（効力）による分類であり、手続の方式に違いがあるわけではない。

訴訟の3類型

訴訟類型と訴えの名称	原告の求める判決類型	判決の内容的効力	
		棄却判決	認容判決
確認訴訟 確認の訴え	確認判決	既判力	既判力
給付訴訟 給付の訴え	給付判決	既判力	既判力 執行力
形成訴訟 形成の訴え	形成判決	既判力	既判力 形成力

判決主文の文言形式

- 給付判決は、「被告は、・・・せよ」という命令形で書かれるのが通常である。「被告は原告に金・・円を支払わなければならない」という形式をとることもある（最判昭和３２年２月２８日）。
- 確認判決は、「・・・であることを確認する」という形式で書かれる。
- 形成判決の代表例である離婚判決では、「原告と被告とを離婚する」という形式で書かれる。

訴訟物の意義

- 訴訟における審理・裁判の対象を訴訟物という。
- 訴訟物となるのは、当事者が裁判所に対して訴えをもってなす実体法上の権利、法律関係ないし法的地位の主張である。

訴訟物概念の多義性（3つの理解）

- 判決要求説　　判決は、最終的には、判決要求に対する応答としてなされるのであるから、広義の請求が訴訟物である。
- 権利主張説　　判決要求の当否を判断するために、原告の権利主張の当否を判断するから、狭義の請求が訴訟物である。
- 権利説　　原告の権利主張の当否を判断するためには、主張された権利関係の存否を判断することになるから、主張された権利関係（請求の内容）が訴訟物である。

多義的だから混乱しないように気をつけよう

- 定義の問題だから、どれが正しいということはない。どの意味で使われているかを判別することが重要だ。
- 日本では、権利主張あるいは主張された権利の意味で使われることが多い。

例1

- ある不動産を巡ってＸとＹとが互いに所有権を主張し、互いに自己の所有権の確認を求める訴えを提起したとする。
- 権利主張説に従えば、訴訟物は、Ｘの所有権の主張とＹの所有権の主張であり、別個である。
- 権利説に従っても、訴訟物は、Ｘの所有権とＹの所有権であり、別個である。

Ｘの所有権？

Ｙの所有権？

例2

- ＸがＹに対して主張するα債権について、Ｙが債務不存在確認の訴えを、Ｘが支払請求の訴えを提起したとする。
- 権利主張説に従えば、訴訟物は、一方は「α債権の不存在の主張」であり、他方は「α債権の存在の主張」を含む「α債権が履行されるべきことの主張」であり、異なる。
- 権利説に従えば、訴訟物は、同じα債権である。Ｙは「α債権」の不存在を主張し、Ｘは「α債権」の存在を主張している。

例2の図解

権利説：これが訴訟物

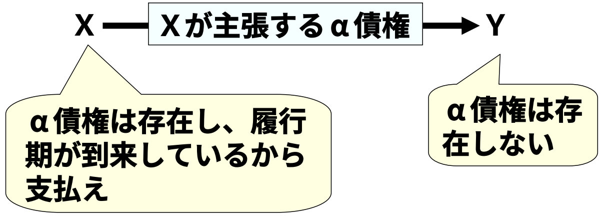

権利主張説：これらの主張が訴訟物。
主張の内容が異なるから別個の訴訟物

訴訟物が関係する問題

問題	キーワード
判決事項（246条）	事項
既判力の客観的範囲（114条）	主文に包含するもの
請求の併合（136条）	請求
重複起訴の禁止（142条）	事件
訴えの変更（143条）	請求
再訴の禁止（262条2項）	訴え
仮執行宣言付き判決の変更と原状回復（260条2項）	請求（259条1項）

訴訟物論争

- 訴訟対象である原告の請求をどの単位でまとめ、その単複異同を決定するかについての論争を、訴訟物論争という。
  1. 実体法説（旧訴訟物理論）
  2. 訴訟法説（新訴訟物理論）
  3. 新実体法説
  4. 事実関係説
- 判例は実体法説

実体法説（旧訴訟物理論）

- 「実体法上の権利主張＝訴訟物」との命題を立て、
- 「一つの実体法規範の要件の充足＝一つの実体権の発生」

と考える立場。

判例は実体法説

- 例えば、次の2つは別個の訴訟物である。
  1. 金員の着服を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求と
  2. その金員の不当利得返還請求
- F5.最判平成10.12.17は、前者についての訴えは後者の請求権について時効中断事由としての裁判上の請求には当たらないことを前提にして、裁判上の催告の効力を有するとした。

F 11.最判昭和６１年５月３０日

山岳写真家

Ｘの山岳写真を利用してパロディ写真を作成・公表

X —— 慰謝料請求 ——→ Y

著作者人格権
著作権

X：これが侵害されたことによる慰謝料請求

最高裁：著作権侵害による賠償請求と著作者人格権侵害による賠償請求とは別個の請求として特定すべきである

請求権競合

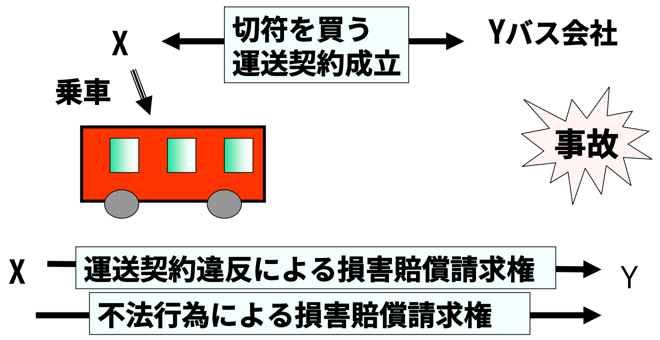

請求権競合

- 同一の目的に向けて複数の請求権が存在し、一つの請求権が満足を受けて消滅すると、他の請求権も消滅する関係にあることを請求権競合と言う。
- 請求権競合の場合には、権利者は、1回の給付を受けることができるだけである。

請求権競合のその他の例

- 所有者が占有中の所有物を奪われた場合には、彼は所有権を主張してその返還を請求することができると共に、占有を侵奪されたことを理由に占有回収を請求できる（民200条）。後者の請求権は、所有権をすぐには証明できない場合に有効である。
- 金銭の貸付に当たって、債務者が債権者に約束手形を振り出すと、債権者は手形金債権とその原因債権である貸金債権の2つの請求権を有するが、一方で満足を得れば、他方の請求権も消滅する。

法条競合

- 一つの生活事実関係に複数の法規範の適用の余地があるが、法規範相互の関係によりその内の一つのみの適用が肯定される場合を法条競合という。
- 例えば、自動車損害賠償法3条と民法715条1項のいずれもが適用可能な場合には、前者が優先的に適用される（反対の見解もある）

請求権競合の関係にある請求の選択的併合

- 原告は、各請求権を順次主張して別個に訴えを提起することもできるが、1回の訴訟で全部の請求権を主張する方が、紛争全体の迅速な解決となり好ましい。
- 競合する請求権を並列的に訴訟物とすると、原告勝訴の場合に、同一の給付を命ずる主文を複数掲げることになり、混乱を生じやすい。
- そこで、一つの請求が認容されれば他の請求については審判を求めないという解除条件を付す。これを選択的併合という。

不両立の関係にある請求の予備的併合

- 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権と、消費貸借契約が無効と判断される場合に備えて主張する不当利得返還請求権とは、債権者が債務者に貸付けの意図をもって金銭を渡したという事実関係から生ずる請求権であるが、不両立の関係にあり、請求権競合の関係にはない。
- 不両立の関係にある請求について同時に訴えを提起する場合には、各請求間に順位を付す（予備的併合）。

判決事項と既判力の範囲

- 裁判所は、訴訟物となった実体法上の請求権についてのみ裁判できる（246条）。
- 請求が棄却された場合には、当該請求権の不存在についてのみ既判力が生じ、原告は他の請求権を主張して再度訴えを提起することができる。

例えば、バスの転落事故の例で、

- 訴状において不法行為による1000万円の損害賠償請求権のみが主張されている場合に、裁判所が短期消滅時効の完成（民724）を理由にこの請求権を否定して、請求棄却判決を下すと、この判決は不法行為による損害賠償請求権の不存在についてのみ既判力を有する。
- 原告が債務不履行を理由に再度訴えを提起すれば、認容される可能性がある。

信義則　－　紛争の蒸返しの禁止の法理

- 実体法説に対しては、紛争の細切れ的解決を招くとの批判が加えられていた。
- しかし、最高裁は、訴訟物を異にする場合であっても、後訴が実質的には、敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には、後訴の提起は信義則に反して許されないとの法理を定立している。

F 19.最判平成１０年６月１２日

- 訴訟物を異にする場合であっても、後訴が実質的には、敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には、後訴の提起は信義則に反して許されない。

確認訴訟の訴訟物

- 確認訴訟の訴訟物は、伝統的な意味での実体法上の具体的な権利の主張である。例：
  1. 特定の物の所有権の確認
  2. 特定の物についての賃借権の確認

給付訴訟の訴訟物の特定（1） 貸金債権

- 金銭給付請求権を金額とその発生原因事実によって特定する。
- 例：　1998年5月5日に、原告は被告に金30万円を貸し渡し、被告は1月後に返還することを約束した。その返還を求める。

給付訴訟の訴訟物の特定（2） 自動車損害賠償法3条本文

- 1998年2月8日午前10時頃、吹田市山手町3丁目3番35号の関西大学前の信号機のない交差点で横断歩道を横断中であった原告に被告運転の自家用自動車（大阪き3－**－**）が衝突し、原告は3メートルほどはね飛ばされた。
- 被告は、前記自動車を自己のために運行の用に供する者であった。
- 原告は、本件事故によって、30日間の入院および約2月間の通院（通院日数は20日）の治療を要する腰部および大腿部の骨折等の障害を負った。

➢ 最高裁判所事務総局民事局監修『新しい民事訴訟の実務－事例に即した解説を中心として』137頁以下参照

給付訴訟の訴訟物の特定（2） 特定物の引渡請求権

①目的物と
②引渡請求権の発生原因事実
によって特定する。